

2015年3月26日

各位

コカ・コーラウエスト株式会社

**弊社自動販売機事業に関する
公正取引委員会からの消費税転嫁対策特別措置法に基づく勧告について**

コカ・コーラウエスト株式会社(本社:福岡市、代表取締役社長:吉松民雄 以下「当社」といいます。)は、清涼飲料水の製造・販売を主力事業としており、その一環として当社および当社子会社である西日本ビバレッジ株式会社において、自動販売機を通じて当社商品を小売販売する事業を展開しており、自動販売機の設置場所をご提供いただいているお得意さまに対しましては、販売手数料をお支払いしております。

今般、当社および西日本ビバレッジ株式会社が自動販売機の設置場所をご提供いただいているお得意さま(約 300,000 台)のうち、販売商品1個あたりの販売手数料を固定金額とし、かつ昨年 4 月以降の販売手数料が、同年 3 月 31 日以前と同額(内税)のお得意さま(約 9,300 台)に対しまして、認識が不十分であり、昨年4月以降、販売手数料に消費税率の引上げ分を適正に転嫁して支払うことができず、消費税率の引上げ相当額にあたる本体額を減少させ、お得意さまへご負担をおかけしておりました。

そのことに関して、本日、当社および西日本ビバレッジ株式会社は、公正取引委員会より消費税転嫁対策特別措置法に基づく勧告を受けました。

当社では、消費税の転嫁を適正に行うため、昨年の増税前に社内説明会を実施し、万全を期するべく努めてまいりましたが、一部のお得意さまに対する対応が行き届かなかったことにつき、心よりお詫び申し上げます。

今後は、公正取引委員会からの勧告に従い、速やかに消費税率引上げ分のお支払をさせていただくとともに、今後、このようなことのないよう一層の社内体制の整備を図り、再発防止に努める所存であります。

以上